

議第 2 4 号

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案

第 1 条 三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間」を「午後10時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第18条の 2 第 2 項中「、第 6 条の 3」を削る。

第 2 条 三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「、第 6 条の 3」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

三島市長 豊 岡 武 士